

令和3年第7回堺市教育委員会臨時会議事録

開催日	令和3年5月31日(月)
場所	市役所高層館20階 第1特別会議室
会議種類	臨時会
議案・報告	議案第18号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について 報告第10号 令和3年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について
教育長	日渡田教育長
出席委員	河盛幹雄委員 大島幸恵委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 松下廣伸教育監 橋健一理事 中山真裕美総務部長 江戸善信学校教育部長 橋本宏司総務課長 桑田裕介学校指導課長 永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課課長補佐 古賀祐喜企画係副主査
署名委員	大島幸恵委員、宮本功委員
開会宣言	午後3時
日渡田教育長	これより、令和3年第7回教育委員会を開催します。今回は臨時会です。今回、傍聴の申し入れがありますので、会議規則第15条の規定により、教育長において傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。また、事務局におきましても案件に関係する理事者全員が出席しています。
日渡田教育長	それでは、これより、本日の会議を開きます。 本日の議事録署名議員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、教育長において、大島委員、宮本委員を指名いたします。よろしく願いいたします。 これより、日程に入ります。 日程につきましては、通知書のとおりとします。
【案 件】	日程第1 議案第18号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
日渡田教育長	日程第1 議案第18号 「堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由の説明をします。
【説 明】 橋本宏司総務課長	議案第18号「堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、障害者の雇用機会の拡充等を目的とする堺市チャレンジ雇用により任用された者を学校に配置するため、その者の勤務時間等について、学校の実情に応じて柔軟に設定できるよう所要の改正を行うものです。 改正の内容は、堺市チャレンジ雇用により任用された学校において、各種業務に従事する者の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日の特例を定めるものです。 具体的には、1日の勤務時間7時間30分を超えない範囲内で、課長が学校の実情に応じて職員ごとに勤務時間を指定するものです。 施行期日は、令和3年6月1日です。
日渡田教育長	ただいま説明が終わりました。 本件につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

鈴木真由子委員	雇用される方の具体的な人数、また、採用することによって採用率がどのように変化し、その後どのような形で推移する見込みなのかについて、追加の説明をお願いします。
橋本宏司総務課長	採用の人数に関しては、現在、教育委員会事務局に1名、学校に7名の配置を考えています。 障害者の法定雇用率は、2.4%のところですが、令和2年6月では、その割合が1.97%となっております。今回の任用による増加を単純に積み上げて計算すると2.02%になります。なお、正確な数値は、職員の障害者雇用の状況確認が必要です。 法定雇用率については、今後、上昇する見通しであることから、この取組は順次拡充していく必要があると考えています。
日渡円教育長	他にご意見はございますか。
鈴木真由子委員	この雇用促進をすることで、教育現場で障害者の方が仕事をされることとなります。子どもたちにとっては、障害のある人と共存することの大切さを学ぶ機会になると思いますが、子どもたちや保護者にそういうことをお知らせされるのでしょうか。 それから、恐らく目標値は、これからまた上がっていくと思うのですが、今後の取組や見通し、また、働きかけについて教えてください。
橋本宏司総務課長	まず、子どもとの関わりの観点ですが、現在、職員室で教頭並びに学校事務の方と仕事をさせていただくということで、教員OBであるジョブトレーナーと巡回しながら徐々に学校に順応できるように考えています。 子どもや保護者への周知は、ジョブトレーナーと学校と教育委員会事務局がこの取組の共通理解を図る中で、相談して決めていきたいと考えています。 今後の目標ですが、法定雇用率が上昇する見通しであることから、順次拡充していきたいと考えています。現在のところ、法定雇用率達成のためには、約20数名から30名程度の雇用が必要となっておりますので、段階的に雇用数を拡充いたしまして、法定雇用率達成に向けて取り組んでいきたいと考えています。
日渡円教育長	他にご意見はございますか。
新谷奈津子委員	この勤務時間の改正については、学校の実情に応じて柔軟に設定できるように所要の改正を行うとされています。このチャレンジ雇用により任用された方が、こういった業務を行うことを想定して8時から4時半までではなく、柔軟に設定する必要があったのかご説明いただけますか。
橋本宏司総務課長	業務の想定として、2つあります。 一つめは、巡回型という形態です。こちらは、ジョブトレーナーとスクールサポートスタッフがペアになり学校を巡回する業務であり、ジョブトレーナーが同行することになるので、出勤が市役所となります。市役所に出勤したのち、学校に行くことから、9時から5時30分の勤務時間を想定しています。 二つめは、学校配置型という形態です。学校において、印刷、チラシの仕上げ、教材の作成・補助、コピー用紙の補充等の業務を想定しています。こちらは、基本的に業務を限定して決めるのではなく、その方の障害の特性に応じて作業が可能な業務内容を個別具体的に精査して決まります。 学校配置型は、教職員と一緒に仕事をするので、教職員の方々の勤務時間に合わせるということで、その状況に応じてそれぞれ条件が幾分変わってくると考えます。
日渡円教育長	他にご意見はございますか。
新谷奈津子委員	先ほどご紹介があったジョブトレーナーという方の役割はどのようなことを期待されているのでしょうか。もう少し具体的に説明してください。
橋本宏司総務課長	ジョブトレーナーに関しましては、現在4名配置しておりまして、教員OBの方にしていただいております。 障害を有する方々が円滑に学校職場になじめるようにコーディネートすることを期待しています。一般的な企業とは違う、学校特有の注意すべきことや、

	心構えをアドバイスしながらサポートしていただくという趣旨で配置していきます。
日渡円教育長	他にご意見はございますか。
新谷奈津子委員	<p>ジョブトレーナーには、コーディネートするだけではなくて、障害者が、実際に作業を行うにあたって、どういう手順でやるのか、また、どのような役割を担っているか、といった具体的なスキルのトレーニングまで、踏み込んで関わっていただくことができると、学校現場でも徐々になじんでいけるのではないかと思います。最初からうまくはいかなくても、これから少しずつ改善しながら進めていかれるのかと思います。</p> <p>せっかく教員 OB のような経験者をジョブトレーナーとしてお願いするのであれば、ぜひ、障害をもった方が長くお勤めしていただけるような環境づくりをしていただけるといいなと思います。</p>
日渡円教育長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>これより本件を採決いたします。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
日渡円教育長	<p>お諮りいたします。</p> <p>日程第 2 報告第 10 号「令和 3 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、人事に関する議案であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p> <p>なお、鈴木委員、新谷委員におかれましては、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項」の規定に基づき、報告第 10 号の議事に参与することができませんので、一旦、ご退席をいただきます。</p>
	(傍聴者、鈴木委員、新谷委員の退室)
【案 件】	日程第 2 報告第 10 号 令和 3 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について
日渡円教育長	<p>それでは、日程第 2 報告第 10 号 「令和 3 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明をします。</p>
【説 明】 桑田裕介学校指導課長	<p>報告第 10 号 「令和 3 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明をいたします。</p> <p>本件は、教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命につきまして、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 5 項に規定する重要なものとして、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年 5 月 21 日、教育長において臨時に代理しましたので、報告させていただきます。</p> <p>本市では、当該年度に定める「堺市立学校で使用する教科用図書採択の方針及び採択基準」に基づき、堺市立義務教育諸学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うため、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設定しています。</p> <p>その委員構成につきましては、堺市立義務教育諸学校の児童または生徒の保護者、義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭、教育委員会事務局の職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命いたします。</p> <p>今回、令和 4 年度に使用する教科用図書採択に当たり、選定委員を委嘱又は任命するものでございます。</p> <p>委嘱又は任命の日につきましては、令和 3 年 5 月 21 日であり、令和 4 年 3</p>

	<p>月 31 日までの任期となっています。</p> <p>なお、委嘱書又は辞令書につきましては、各選定委員に既に交付しております。</p>
日渡田教育長	<p>ただいま、説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
河盛幹雄委員	<p>保護者の方が 2 人選出されていますが、この方はどういう形で推薦されたのでしょうか。</p>
桑田裕介学校指導課長	<p>堺市 PTA 協議会のほうに教育委員会から推薦依頼をし、PTA 協議会会長から推薦をいただいたものです。</p>
日渡田教育長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
閉 会 宣 言	午後 3 時 15 分
日渡田教育長	<p>以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了しました。</p> <p>これをもって、令和 3 年第 7 回教育委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>